

業務委託契約書

- 1 契約名 令和8年度生成AI利活用研修委託業務
 - 2 目的 仕様書のとおり
 - 3 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
 - 4 契約期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで
 - 5 履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所
 - 6 契約保証金 金 円
-

上記業務委託について、委託者 佐賀県（以下「甲」という。）と、受託者 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、甲に対し、別添仕様書に従い、令和8年度生成AI利活用研修業務を提供するものとする。
- 2 仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

【契約保証金免除：県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合】

- 第2条 契約保証金は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第1号により免除する。

【契約保証金免除：国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模

の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合】

第2条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号により免除する。

【契約保証金を免除しない場合】

第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 円を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務をすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

(契約違反の場合における保証金の処分)

第3条 乙がこの契約上の義務を履行しないときは、第2条第1項の契約保証金は甲に帰属する。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が契約保証金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲に賠償しなければならない。

(契約内容の不適合に係る責任)

第4条 機器等の不具合により委託業務の運用に支障を生じた場合の補修等は、乙の責任で行うものとする。

(危険負担)

第5条 天災地変、通信回線の障害、システムトラブルその他甲乙いずれの責に帰することができない事由により研修の実施が困難となった場合は、甲乙協議の上、代替日程を設定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、サービスの提供に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の理由による場合においては、この限りでない。

(保険)

第6条 乙は、委託業務の履行に当たり、必要があると認めるときは、自己の責任及び

負担において必要な保険に加入しなければならない。

(履行の委任及び債権の譲渡)

第7条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(変更及び解除)

第8条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(検査及び確認並びにこれらを行う時期)

第9条 乙は、本仕様書等に規定する業務計画に定めるところにより、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して、委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会及び本件成果物の内容説明を求めることができる。

3 前項の検査の結果、本件成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

4 甲は、第2項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとし、書面にてこれを通知する。

(対価の支払方法、時期及び場所)

第10条 乙は、前条の規定による委託業務が完了したときは、所定の手続に従って当該委託業務に係る委託料を請求することができる。

2 甲は、前項の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により第1項に係る委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に定める期限までに債務を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収することができる。

2 甲は、乙が第18条第1項各号の一に該当したことにより契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収することができる。

3 前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当することができる。

4 乙は、その責に帰すべき事由により、この契約の履行に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 乙がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲の定める期限までに支払わないときは、乙は、期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

6 第2項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(個人情報の保護条項)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記

1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の管理体制等について、本契約締結後、「個人情報の管理体制等報告書(別紙1)」を甲に提出しなければならない。また、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、速やかに「個人情報の管理体制等変更報告書(別紙2)」を甲に提出しなければならない。

(権利の帰属及び権利侵害への措置)

第13条 乙は、本業務に基づき作成又は取得した成果物(テキスト、資料、動画、アンケート及びこれらの派生物を含む。以下「成果物」という。)について、甲が研修実施後においても庁内外の研修その他業務上必要な範囲で、複製、翻案、配布、閲覧その他の利用を行うことに同意する。

2 前項の規定は、成果物に係る利用権を甲に許諾する趣旨であり、乙が従前から保有し、又は本業務の履行に当たり保有するに至った知的財産権そのものを甲に譲渡するものではない。

3 乙は、甲の事前の承諾なく、成果物を自社の宣伝、実績紹介その他これらに類する目的に利用してはならない。

4 本条に基づく利用許諾その他の権利処理に要する費用は委託料に含まれるものとし、甲は別途のライセンス料その他の費用を負担しない。

(著作者人格権)

第14条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があった

ときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 本契約条項中疑義の生じた事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で協議のうえこれを決定する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 この契約に関し訴訟が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 本契約に関する調停、訴訟等は、被告の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡、再委託の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約解除・暴力団排除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は乙が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、もしくは、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

（情報セキュリティ対策）

第19条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（生成AIへの入力）

第20条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならない。

（生成AIの利用に関する保証）

第21条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

（費用の負担）

第22条 この契約の締結に関し必要な費用は、各自の負担とする。

(協議)

第23条 本契約条項中疑義の生じた事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で協議のうえこれを決定する。

令和8年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県
総務部行政デジタル推進課長 土井 慎一

乙 ○○県○○市
○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○